

事務総局会議（第 20 回）議事録	
日時	令和 6 年 8 月 27 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 35 分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、横山刑事局第一課長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、清藤デジタル審議官、馬場事務総局参事官、河本司法研修所長代行、江原裁判所職員総合研修所長、西岡経理局主計課長、榎本デジタル審議官付総括参事官
議事	<p>1 令和 7 年度裁判所所管予算について 染谷経理局長説明（資料第 1）</p> <p>2 令和 7 年度執務機構の整備要求について 坂口審議官が、令和 7 年度予算の概算要求に関連して、最高裁判所事務総局の組織及び下級裁判所の組織機構見直しに関連する執務機構の整備要求について説明</p> <p>3 令和 6 年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第 2）</p> <p>4 人事院勧告等について 徳岡人事局長説明（資料第 3）</p> <p>5 民事裁判書類電子提出システム（mints）の改修について 福田民事局長及び清藤デジタル審議官が、資料第 4 に基づき、民事裁判書類電子提出システム（mints）の改修について説明</p>
結果	<input checked="" type="radio"/> 裁判官会議付議 1 <input checked="" type="radio"/> 裁判官会議報告 4 <input checked="" type="radio"/> 了承 2、3、5
秘書課長 福島直之	

令和7年度概算要求(案)の概要

(単位:百万円)				
区分	令和6年度 予算額	令和7年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	330,979	347,933	16,954	5.1%

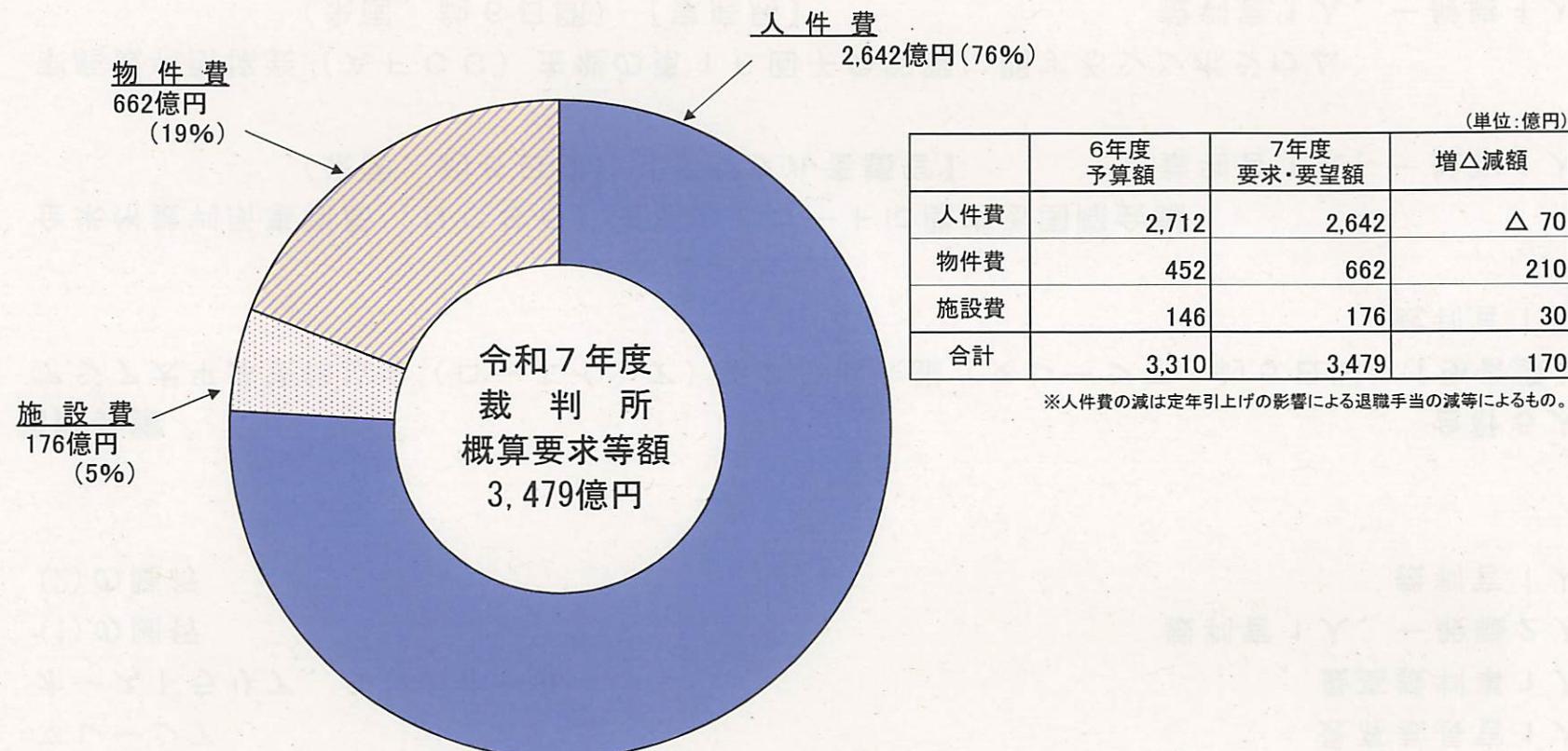
※要求・要望額には「重要政策推進枠」8,871百万円を含む

1. 裁判事務処理態勢の充実		(単位:百万円)	31,199	(前年比 + 20,337)
<input type="radio"/>	裁判手続等のデジタル化関連経費	25,715	(前年比 + 20,134)	
◇	民事訴訟手続のデジタル化	9,263	(前年比 + 4,383)	
◇	刑事手続のデジタル化	7,070	(前年比 + 6,893)	
◇	民事非訟(執行・保全・倒産等)・家事事件手続のデジタル化	8,429	(前年比 + 8,151)	
◇	司法行政のデジタル化	952	(前年比 + 707)	
<input type="radio"/>	家庭裁判所の充実強化関連経費	5,485	(前年比 + 203)	
2. 裁判所施設の整備		(単位:百万円)	17,567	(前年比 + 2,929)
<input type="radio"/>	裁判所施設の新営等			
3. 定員要求				
<input type="radio"/>	増員	48人		
	家裁調査官	5人		
	事務官	43人		
<input type="radio"/>	定員合理化等	61人		

※速記官から家裁調査官への振替5人を含む。

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

一般経費の内訳



(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和6年度外国出張計画

1 最高裁判所判事国際会議出席等

- (1) マレーシア
- (2) オーストラリア、シンガポール
- (3) (1)の随行
- (4) (2)の随行

合計 6人

最高裁長官 1人

最高裁判事 1人

裁判官 1人、一般職 2人

裁判官 1人

2 国際会議

合計 5人

- (1) アジア太平洋法律協会（ローエイシア）第37回会議（マレーシア、約5日間）【秘書課】
裁判官 1人
- (2) 全米州裁判所事務局（N C S C）主催のEコートに関する国際会議
(米国、約6日間) 【デジタル審議官】
裁判官 1人、一般職 1人
- (3) 家庭裁判所協会（A F C C）主催の第16回子の監護に関するシンポジウム
(米国、約6日間) 【家庭局】
裁判官 1人、一般職 1人

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

☑ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 紙与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

☑ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

☑ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- ✓ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手當にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

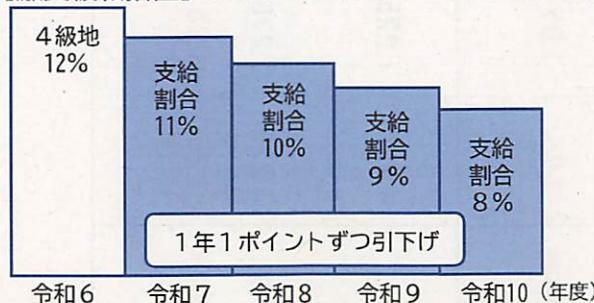
■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- ✓ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	12%	神戸市等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市等

【見直し後】

16都府県
+79市

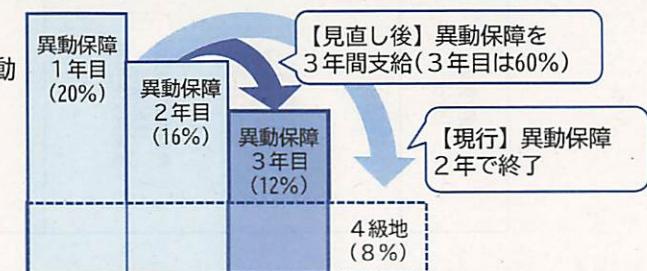
級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市等

異動保障の延長

[令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→4級地8%に異動



裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

令和6年8月8日現在

裁判官の区分	年度	期末手当			勤勉手当			合計
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	
最高裁長官 最高裁判事 高裁長官 〔特別職給与法の 特別職の 支給月数を引用〕	現行	1.7	1.7	3.4				3.4
	R6年度 R7年度以降	1.7 未定	未定 未定	未定 未定				未定 未定
判事 簡判特～4号 〔一般職給与法の 指定職の 支給月数を引用〕	現行	0.65	0.65	1.3	1.05	1.05	2.1	3.4
	R6年度	0.65	0.675	1.325	1.05	1.075	2.125	3.45
	R7年度以降	0.6625	0.6625	1.325	1.0625	1.0625	2.125	3.45
判事補1～4号 簡判5～9号 〔一般職給与法の 特定管理職員の 支給月数を引用〕	現行	1.025	1.025	2.05	1.225	1.225	2.45	4.5
	R6年度	1.025	1.075	2.1	1.225	1.275	2.5	4.6
	R7年度以降	1.05	1.05	2.1	1.25	1.25	2.5	4.6
判事補5～12号 簡判10～17号 〔一般職給与法の 一般職員の 支給月数を引用〕	現行	1.225	1.225	2.45	1.025	1.025	2.05	4.5
	R6年度	1.225	1.275	2.5	1.025	1.075	2.1	4.6
	R7年度以降	1.25	1.25	2.5	1.05	1.05	2.1	4.6

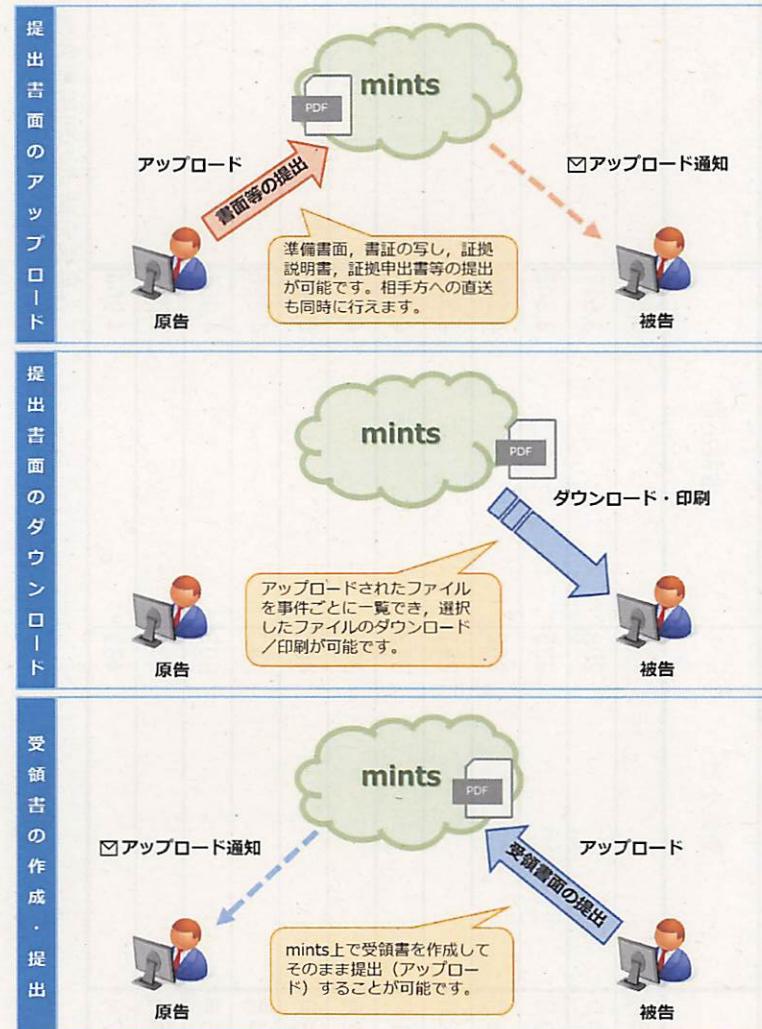
【機密性2】

mintsの概要

- mintsの主な機能（右図参照）
 - ・ アップロードによる書面提出と直送、アップロードされた書面のダウンロードや印刷、受領書の作成と提出が可能
 - ・ アップロードにより提出できるのは、ファクシミリ送信により提出できる書面（準備書面、書証の写し、証拠説明書、証拠申出書、申立てに手数料を要しない雑事件申立書等）
- 対象となる事件
 - ・ 当事者双方に訴訟代理人があり、双方の訴訟代理人がmintsの利用を希望する事件において利用可能
- 利用方法
 - ・ インターネットに接続してウェブブラウザ上で利用可能
 - ・ 最初の利用時に利用者登録が必要

本件改修の概要

- 新規申立てに関する機能の追加
 - ・ ファクシミリ送信により提出できる書面に加えて、訴状、控訴状等の新規申立てに関する書面の提出も可能に
- 申立て手数料の電子納付に関する機能の追加
 - ・ 新規申立てに伴う手数料をペイジーを利用して電子納付することが可能に
- その他関連機能
 - ・ 使いやすさを改善



【機密性 2】 mints利用事件数

	高裁小計	地裁小計	合計
令和5年8月	178	3,327	3,505
9月	208	3,617	3,825
10月	235	3,842	4,077
11月	262	4,126	4,388
12月	281	4,329	4,610
令和6年1月	318	4,504	4,822
2月	375	4,674	5,049
3月	400	4,693	5,093
4月	442	4,826	5,268
5月	503	4,951	5,454
6月	524	5,092	5,616
7月	489	4,964	5,453

各月末日時点の利用事件数（概数）